

元禄期紀州藩の所領調査と熊野・伊勢三領

The *Kishu Han* during the *Genroku* Period; the Research of its Domain
and *Kumano* and the Three Territories of *Ise*

笠原正夫*

Masao KASAHARA

Abstract

The *Kishu Han* had been putting emphasis on the improvement of agricultural production since the latter half of 17th century. The progress of agricultural techniques and civil engineering besides the enhancement of farmers consciousness to the development of their districts allowed construction of irrigation ponds and a great scale of sluices. Moreover the *Kishu Han* edited research papers on actual conditions of its domain. It consists of territories with 550,000 *Goku* stretching over two domains; both *Kii* and *Ise*. Its research papers are highly valued as precise, written out by employing its organizations. Based on these data I want to make out the actual state of the *Kishu Han* in the latter half of the *Genroku* period.

キーワード：御国并勢州三領共郡々覚記と諸色覚帳（写）

口熊野・奥熊野、伊勢三領、伝馬所、六郡割

大畑才藏、大規模灌漑

はじめに

紀州藩は、元禄12年（1699）2月書き上げの「御国并勢州三領共郡々覚記」¹⁾（以下「郡

* 本学非常勤講師、日本近世史（Japanese Early Modern History）

々覚記」と、これとほぼ同じ時期に作成された「諸色覚帳」²⁾の2冊の調査記録を残している。紀州藩が直轄支配する紀州領および伊勢三領（松坂・田丸・白子）についての精度の高い調査記録である。

この2つの調査記録に記された内容から、元禄期の紀州藩領の実態を知ることができる。

広大な紀州藩領は、藩都和歌山と直結する紀ノ川流域の穀倉地帯と多彩な産業が展開するその周辺地帯で構成する口六郡（名草・那賀・伊都・海士・有田・日高）と紀伊半島の南部に位置する両熊野（口熊野・奥熊野）、さらに伊勢三領（松坂・田丸・白子）という地域性に差異のある3地域からなっている。

2冊の調査記録が作成された元禄後期は、2代藩主徳川光貞から3代藩主徳川綱教へ代替りの時期になり、紀州藩にとっても初代徳川頼宣が紀州藩を創設してからほぼ1世紀を経た藩政の節目であった。藩財政の健全化を目指して紀州藩は、支配機構の整備と農政担当官の強化をはかっている³⁾。そして、領民の農業技術の指導を行いつつ、大規模な灌漑用水の建設にも着手して新田開発を行っている。

元禄9年（1692）11月、幕府は国絵図と郷帳の作成を命じているが、国と国との境界線を明確にし、郡高・国高を記帳させ、勘定所がそれを掌握して幕政に生かした。また交通制度は藩領を超えた国家管理とする意図で、宿駅制を確立させている⁴⁾。こうした幕政の諸施策の示唆を受けつつ紀州藩も、検地や名寄帳の整理や伝馬制度の整備が行われた。

本稿は、紀州藩が手がけた元禄期の藩政の転換にかかわって作成された2冊の調査記録を検討するが、6代藩主宗直時代に作成された「御領分諸色数并土地之事」⁵⁾の内容とも対比しつつ、元禄期に紀州藩が把握した藩内の実態と領民の生活状態を考えてみたい。

1. 藩内11郡域の概況

「郡々覚記」と「諸色覚帳写」の調査内容は、口六郡と両熊野の各郡奉行・代官が統轄する8郡域と伊勢三領を合わせた11郡（地）域に区分して列記し、各郡（地）域ごとに耕地（田畑）・採草地・山林などを調査し、米麦・木綿の主要農産物のほか種々の作物の出来柄が記されている。両史料の記述内容には類似性もあり、書き写された可能性もある。

紀州藩領は、紀伊半島の山岳地帯を占め、山畑が多い関係から、雑穀類（あわ・ひえ・そば）やだいこん・ごぼう・いもなどの根菜類や果樹（みかん・かき）・茶・たばこ・藍染など畑作物の記述が丁寧に記されている。その他、漆・紙木・くず・椎茸・炭・木材・薪などの山産物のほか、真綿・嶋木綿などの工芸品、また沿岸地域での漁獲物など多様な産物を記したうえで、家居・家並みと人々の暮らしぶりや人柄・気質・それに貢租の納入状態の良否を記しているが、「諸色覚帳写」は、藩内11郡域を、1位那賀郡、2位有田郡、

3位伊都郡、4位名草郡、5位海士郡、6位日高郡、7位奥熊野、8位白子領、9位松坂領、10位田丸領、11位口熊野と評価順位を決めていて興味深い。

表1 紀州藩郡別（含伊勢三領）農村状況

郡	家居・人柄・田畑状況調べ	郡の順位
伊都	家居・人柄(上)、風俗(上々)、田畑土地(上)、米(上)、麦(中)、木綿(上、多)	3
那賀	家居・人柄・風俗(宜)、田畑土地(能)、米(上)、麦(中の上)、木綿(上、多)	1
名草	家居・人柄(能)、百姓(不宜)、田畑土地(上)、米(中)、麦(上々)、木綿(上、多)	4
海士	家居・人柄(能)、百姓(不宜)、田畑土地(宜)、米(中)、麦(上々)、真綿・嶋もめん・かせ糸(少々)	5
有田	家居・人柄(能)、田畑(中)、米(中の上)、麦(中)、木綿(少々)	2
日高	家居・人柄(中)、田畑土地(中より劣)、米(上々)、麦(下)、木綿(わずか)	6
口熊野	家居・人柄(不宜)、土地悪く田畑半分宛、米(下)、麦(下々)、木綿(作らず)	11
奥熊野	家居・人柄(中)、土地悪く田畑半分宛、米(下)、麦(下々)、木綿(作らず)	7
田丸	家居・人柄(中)、田畑土地(中)、米(中)、麦(下)、木綿(作らず)	10
松坂	家居・人柄(宜)、田畑土地(中より少し宜)、米(中)、麦(下)、木綿(少々)	9
白子	家居・人柄(中)、米(中)、麦(下)、木綿(少々)、山方麦田(多)	8

(注)「諸色覚帳写し」より作成、なお元禄12年2月「御国并勢州三領共郡々覚記」の11郡ごとの記述は同じである。

大まかにいって口六郡のうち紀ノ川下流域（名草・那賀）がもっとも評価が高く、次いで紀ノ川中流域の伊都郡と紀伊水道の北部沿岸地方の海士・有田・日高の3郡の評価が高い。地域のほとんどが山間地で平野が乏しく、耕地に恵まれない口熊野と奥熊野の評価はともに低い。表1により、藩内11郡（地）域の農作物の栽培状況をみると、口六郡は一般的に「家居」「家並」がよく、米・麦の出来柄がまずまずで、木綿の栽培も盛んである。それに比して両熊野は田畑の状況はあまり良くない。また米麦の出来柄も悪く、木綿は栽培していない。伊勢三領はその中間である。

「諸色覚帳写し」には、各郡別に本役・半役・無役の割合を記しているが、⁶⁾ 紀州藩随一の穀倉地帯である紀ノ川下流域の名草・那賀の両郡は、山間地も比較的少なく耕地が広いこともあって農村は豊かである。本役の高割合、半役・無役の割合が低い。紀ノ川中流域の伊都郡と有田川を大動脈として農業地帯をつくる有田郡が次いで本役の高割合が高い。口熊野・奥熊野は本役の割合が低く、半役・無役の割合がかなり高くなっている。伊勢三領の田丸領は本役の割合は名草郡並みに高く、松坂領・白子領・一志郡の本役は紀州藩の平均とほぼ同じ程度であるが、松坂領の無役は両熊野並みに高い。

このように地域によって本役・半役・無役の割合に差があるのは、それぞれの地域での農業生産や諸産物の生産状況にもとづいた人々の生活状態の差であろう。

大畑才蔵が元禄 11 年（1698）春に記した「勢州にて覚書」⁷⁾には、「勢州ハ土軽ク立毛出来安ク候得共実入悪敷、其内黒ふく所三ヶ一も有之、別而実入悪敷、沼田も三・四ヶ一有之、紀州とハ式わり方も悪所と奉存候……、紀州より一・二割方村柄悪敷見へ候様ニ奉存候」と、田畑の土質が悪く米麦の出来柄が低いので、人々の生活状態が紀州より劣っていると記している。そして「勢州ハ江戸方々商方へ一村より五十・百人つゝ参候を能事と心得、作方につましき心入無之ゆへ下百姓多く」と、江戸などへの商い稼ぎに出る者も多く農耕をおろそかにする百姓が多いと述べている。

享保13年（1728）

表 2 郡別本田畑平均石盛と荒地高の状況

郡	本田畑押合(平均)	荒地高	荒地面積
伊都	1石3斗6升1合3勺	1900石5斗3升	116町9反3畝
那賀	1石5斗2升7合	3370石	265町7反8畝
名草	1石5斗3升7合5勺	1277石9斗	102町9反
海士	1石4斗3升5合	2799石8斗9升	182町1反3畝
有田	1石2斗3升	3328石0斗3升	235町7反0畝
日高	1石1斗4升1合	1696石4斗3升	111町6反4畝8歩
口熊野	9斗7升7合8勺	1247石3斗	121町8反5畝1歩
奥熊野	1石2斗3升9合	2983石0斗8升	198町6反2畝8歩
田丸	1石2斗7升3合	2991石7斗	166町2反5畝
松坂	1石2斗5升3合8勺	7348石9斗	481町7反8畝
白子	1石2斗9升5合	3684石2斗	270町7反2畝

(注)享保13年「御領分諸色并土地之事」より作成

春に作成された「御領分諸色数并土地之事」は、「大慧院様思召ニて御領分之百姓家其外諸色御改之写」とあるように、六代藩主徳川宗直の考えて作成した調査書である⁸⁾。藩内の各地域別の家居・人柄・田畑の状況と米麦・木綿なども「諸色覚帳写」と類似の記述も多いが、郡(地)域別に「本田畑

押合」、「田方平し」、「畑方平し」、「荒地高」、「荒地田地」などの項目をあげ、石高・反別が新たに書き込まれていて耕地の状況がより具体的である。「本田畑押合」＝(平均)が伊都・那賀・名草・海士の四郡が高く、有田・日高・口熊野・奥熊野は低い。伊勢三領はその中間であるが、この年は松坂領と白子領の「荒」が大きかった。奥熊野はとくに畑地の「荒」が大きい(表2)。全般的に「池水」や「井水懸り」が整っている紀ノ川流域は日損が少ない傾向にある。有田・日高両郡は「井水懸り」は日損は少ないが、「池水懸り」はときどき日損が出る。口熊野・奥熊野はもともと水田は少ないが、その水田も二毛作はあまり行われていない。全般的に「池水」や「井水懸り」が整っている紀ノ川流域は日損が少ない傾向にある。有田・日高両郡は「井水懸り」は日損は少ないが、「池水懸り」

はときどき日損が出る。口熊野・奥熊野はもともと水田は少ないが、その水田も二毛作はあまり行われていない。

伊勢では、田丸領は田畑の比率は折半ぐらいで、田は片毛作である。広い山方の在々は山稼ぎが盛んで人々は、木挽き稼ぎ、炭焼き、椎茸栽培に携わっている。里方は柴草刈場はなく、田畑の肥料は不足している。松坂領の30%は山方で、70%は里方である。平野部は広く、田は全部水田で日損はない。作物の作柄は田丸領よりも良い。白子領は20%が山方で、80%が里方である。平野は広く、水田栽培も良い。毛綿栽培も盛んで伊勢三領でもっとも優れている。

2. 街道と伝馬

紀州藩の主要街道は、和歌山城下の京橋北詰を基点として城下町を離れる。紀ノ川筋をさかのぼって橋本に達し、大和国に入る。「諸色覚帳写」に「往還筋ハ参宮人高野参詣人宿其外馬駕稼并大和へ商人荷物など持はこびの稼も有之候」とあるように、高野山への参詣や伊勢参宮の通行人や運送業者も多く、宿所や諸稼ぎで栄えていた。大和国では吉野郡にある紀州藩の3領（越部・土田・鷲家）を経て高見山を越え、伊勢国へ入り櫛田川沿いに通じる川俣街道を通して松坂へ達するのが伊勢街道（伊勢では和歌山街道という）である。代々の紀州藩主が参勤交代に利用しており、紀伊・伊勢両国を所領にする紀州藩にとって統治上からもきわめて重要な街道であった。また伊勢では、櫛田川・宮川の船運とも連結して多様な交通体系をつくっていた。伊勢側の街道の起点でもある松坂は、「参宮街道」との分岐点でもあり、伊勢地方の要衝であった。

紀泉国境を越えて堺・大坂へ至る上方街道は、城下町を出てから田井ノ瀬渡りで伊勢街道と分かれて北へ伸び、山口伝馬所から和泉山脈を越えて和泉地方へつながった。

南へは和歌山城下と熊野地方を結ぶ熊野街道があった。城下町を出てから内原伝馬所に至り、黒江・日方を抜けて中世以来の熊野参詣道と合流して藤白坂を越えた。海士郡の加茂谷から有田・日高の両郡を経て田辺領に入った。田辺からは山岳地帯に入り、険しい山道の本宮に至るのが中辺路で、和歌山と熊野三山や奥熊野と結ぶ幹線であったから、和歌山藩庁と奥熊野代官所を結ぶ公用の通信は中辺路を運ばれた。本宮からは新宮川を川船で新宮まで下った。川沿いの村々には生活手段としての川船が保持されていたが、川船業を生業として人・物資の輸送にたずさわる人の多い村が存在していた⁹⁾。

一方田辺で中辺路と分かれて海岸沿いに新宮へ通じているのが大辺路である。田辺を出た街道は朝来・富田を経て富田坂を越え、口熊野領域の周参見組へ入り、日置川を渡って南下し、江田組を経て古座組に入る。西向浦で古座川を渡って口熊野の要衝古座浦に着き、

さらに下田原までは熊野灘に沿う海辺の道が続くが、天和2年(1682)に記された「熊野案内記」¹⁰⁾に、「下だはら(下田原)よりこぎ迄一里半此間海辺とをる。あら海にて大浪。打浪の引間をかながへて岩連はなをはしりてとおる。面白も有おそろしくも有」とあり、道路はなく、波打際の岩場を波が引いている間に走って渡っていた。それから約10年後の元禄期、通行できる道路はできていたのだろうか。

新宮領内の道路の状況を記した「室郡之里数付」¹¹⁾の「本道筋之事」に、「下田原村↗新宮城下迄之道筋」として下田原～浦神1里1町、浦神～庄26町30間、庄～二河1里50間、二河～湯ノ川12町、湯ノ川～天満20町33間、天満～浜ノ宮5町26間、浜ノ宮～佐野2里10町、佐野～新宮城下1里12町40間と記されており、全行程は7里19町余である。その街道沿いには、浦神浦南・庄村南・森ノ浦西・湯ノ川村北・浜ノ宮村東・佐野村南・佐野村北の7か所に一里塚が設けられている。

新宮から伊勢方面に通じる街道は、熊野地方では「伊勢路」と称されて熊野と伊勢を結ぶ往還路であったが、伊勢地方では「熊野往還路」と呼んでいた。「室郡之内里数付」に「新宮城下吉木ノ本浦へ通ル道筋」として、新宮城下～成川村、新宮川を渡って2町、成川村～鶴殿村5町、鶴殿村～阿田和村1里30町、阿田和村～有馬村2里34町50間、有馬村～木本浦31町35間とあり、その間に一里塚が7か所設けられている。この街道は木本浦で本藩領の奥熊野に入るが、新宮城下で大辺路と伊勢路は連結されたことになる。伊勢と熊野は近世以前から交流が深く熊野灘の船の往来も盛んであった。陸路は時代によって移動して多様なルートがあったが、近世初期に紀州藩領になってからは荷坂峠越えが整備され、伊勢と熊野を結ぶ街道として利用されるようになった。

伊勢路(熊野往還路)は、荷坂峠から伊勢度会郡に入り、宮川支流の大内山川上流部の急流に沿って川板橋などを渡りながら、山間の村々を通って宮川本流に合流するあたりで山間部を抜けて行く。栃原から参宮街道でもある道路を東進して田丸に至るが、田丸は熊野へ通じる伊勢側の拠点でもあった。街道の伊勢側はすべて田丸領内にあり、久野氏(田丸城主)が管轄した。熊野街道は太平洋沿岸回りで藩都和歌山と伊勢田丸を直結する道路であったが、参勤交代の道路ではなかった。田丸から宮川を渡って山田へ達するのは「参宮街道」であった。

一方北勢四日市日永の追分で東海道から分かれる「参宮街道」は、由緒ある伊勢の街道で、紀州領の白子領から松坂領を南下して山田で田丸からの街道と合流した。伊勢神宮への「参宮街道」は、時代により幾ルートもあり、それが伊勢国以外へも通じていて複雑である。「諸色覚帳写」によると、伊勢三領の街道について「往還筋ハ参宮人馬駕等之稼仕度」とあり、伊勢参宮でにぎわったから、それに関係する仕事にたずさわっている人が多かった。

表3 紀州藩領伝馬所と馬数

郡別	伝馬所（馬数）	伝馬所数
伊都	名手市場(18疋)、橋本(66疋)、土田(10疋)、鷲家(20疋)	4
那賀	岩出(21疋)	1
名草	新内(町より相立)、山口里(27疋)	2
海士	内原(13疋)、加茂谷(20疋)	2
有田	宮原(20疋)、湯浅(20疋)、井関(20疋)	3
日高	原谷(20疋)、小松原(19疋)、印南(19疋)	3
口熊野	野中(18疋)、近露(15疋)、高原(16疋)	3
奥熊野	本宮(人足・舟ニ而伝馬相勤)、二郷(同断)右の外在々村継	2
田丸	相鹿瀬(19疋)、栗生(17疋)、相可(10疋)、前村(10疋) 川端(10疋)、駒(10疋)、阿曾(10疋)、天ヶ瀬(10疋)	8
松坂	滝野(25疋)、七日市(15疋)、波瀬(15疋)、大石(30疋)、丹生(20疋) 粥見(馬数無極)、上多喜(〃)、須賀(〃)	8
白子・一志	上野(30疋)、白子(30疋)	2
計		38

(注1)「御領分諸色数并土地之事」には田丸と松坂に伝馬が設けられている

(注2)田辺領・新宮領は独自の伝馬を設けている

道路の整備にともない伝馬制が確立された¹²⁾。紀勢両国の幹線になる街道に38か所の伝馬所を設けて伝馬と人足を常備させ、公的御用に提供する義務を課した(表3)。伝馬所が置かれた村には「伝馬役引」といって、二夫米・糠藁米・郷役米の藩への納入を免除された。伝馬所で扱う諸物資・書状は次の伝馬所まで運んで継ぎ渡した。継ぎ渡さずに通して運ぶことはなかった。公用の輸送は原則として無賃であったが、超過して人馬を使役するときは御定賃金を払った。御定賃金は藩の勘定方が管掌したが、元和6年(1620)に定められて以後社会状況の変化により何度も改訂されている。

「紀伊御法度集」¹³⁾によると、和歌山城下からの伊勢街道では、和歌山～橋本間と松坂領分の川俣街道および参宮街道などに置かれた伝馬所と、和歌山から南へ伸びる熊野街道の内原・加茂の2伝馬所は、郷役米引(郷役米負担免除)を受けたうえで御用伝馬と人足のお定賃銀の給付を受けた。また上方街道に置かれた名草郡山口伝馬所と、熊野街道の有田郡宮原から田辺で分かれて中辺路を通り、伊勢路の新宮領下市木までの間の本藩領の9伝馬所(宮原・湯浅・井関・原谷・小松原・印南・高原・近露・野中)は二夫米・糠藁米・郷役米の諸役引があったが、御定賃銀の給付はなかった。奥熊野木本・二郷と熊野から続いている勢州の伝馬所は役引はなく、御定賃銀の給付もなかった。和州の3か村はも

とも諸役免除の地であったから役引はなかった。

田辺領と新宮領の伝馬所は紀州藩とは別に独自に経営されていた¹⁴⁾。田辺領では熊野街道から中辺路にかけて南部・田辺・上三栖・芝の4伝馬所があり、本藩の高原伝馬所へ継いだ。一方大辺路には朝来・富田の2か所に伝馬所が置かれた。5か所の伝馬所は200石の役引があった。しかし、『万代記』元禄3年(1689)の条¹⁵⁾に、「田辺御伝馬之儀、先年吉馬持来候春、身体不怨意ニ罷成、唯今御改相勤候馬八・九疋ならで無御座候、上下御通御役人衆、其外ニ往還之旅人馬入用節殊之外不自由ニ御座候……御伝馬庄屋迷惑仕候由常々私共へ申候」とあるように、田辺伝馬所は苦境にあるとの願状が町年寄に届いている。また和歌山から送られてくる書簡や御用荷物などを田辺伝馬所で中辺路送りと大辺路回りに仕分けをしなければならない「御用繁多」の地であるため、300石であった役引高を400石に増額し、18疋の伝馬を抱えるようになっている。

新宮領では、中辺路には伏拝に伝馬継ぎの伝馬所があり、大居・切原・一本松に船継ぎの伝馬所があって本宮の伝馬所へつないだ。本宮から請川・津荷谷(大津荷)・東敷屋・川合・志古(日足)・和気・田長・浅里・北松杖・南松杖と新宮川に沿う兩岸の村々と船継ぎで新宮へ達した¹⁶⁾。

正徳2年(1712)4月の「覚」¹⁷⁾に「近年口熊野御役所出来仕候ニ付彼御役所御用村継人足周参見ニて相務候所周参見殊之外迷惑仕」とあるが、口熊野代官所が周参見浦に創設されたため、御用村継人足を周参見伝馬所が務めるようになり、大辺路のようすが変化した。和深川・見老津・和深・有田・鬮ノ川・古座・下田原と口熊野の伝馬所が機能を発揮するようになった。新宮領では太田・浜ノ宮・宇久井・佐野・三輪崎の各伝馬所がそれをつないで新宮へ到達した。新宮からは成川・井田・阿田和・市木・有馬の伝馬所で奥熊野領へつないだ。新宮領内の伝馬所の村々の役引きは、本藩領・田辺領とも違い、二夫米のみであった。

3. 灌漑設備と普請

「諸色覚帳写」には、既設の灌漑施設と近年新規に取り掛かる普請に分けて記されている。既設の施設は「大川」(紀ノ川・有田川・日高川など)を利用した灌漑用水であり、新規の普請にはため池が多い(表4)。

伊都郡では「大川井三ヶ所」とあり、中飯降井(懸下6か村3000石程)、新在家井(懸下3か村180石程)、藤崎新井(懸下4か村石高未定)と他に高野山寺領の井堰(懸下2か村180石程)である。これらの井懸り以外に池懸りと小さい谷川の水を利用した水田耕作が行われているが、「毛を付其以後も雨降不申候得者早損多所ニ御座候」と旱魃に苦し

んでいる。また「近年新規ニ申付候池井溝普請」に8か池の普請があげられており、このうち6か池は古池の嵩上げ普請であり、2か池は新池の普請である。

那賀郡は「大川井五ヶ所」で、大規模な井堰である。紀ノ川に沿う藤崎井（懸下35か村石高不明）、小倉井（懸下8か村3250石余）と支流の野上川筋（現貴志川）にはやや小規模の神戸井（懸下2か村860石余）、丸栖井（懸下2か村430石余）、佐々井（懸下4か村968石程）があった。「近年新規ニ申付候普請」は10か池あり、うち池浚・洩留・嵩置が8か池で、新池普請は2か池で行われている。また懸下39か村におよぶ藤崎新井の普請も始まっている。

表4 紀勢両国の池・井関数

郡別	池数		灌漑数	
	元禄期	享保期	元禄期	享保期
伊都	806	818	3	4
那賀	637	643	5	9
名草	329	321	3	
海士	706	732	—	—
有田	312	311	6	6
日高	458	413	4	4
口熊野	14	14	—	—
奥熊野	9	9	—	—
田丸	110	98	—	8
松坂	85	46		
白子	88	187		
計	3554	3592	24	31

(注1) 元禄期は「諸色覚帳写し」より作成

(注2) 享保期は「御領分諸色数井土地之事」より作成、享保期の松坂領と白子領にまたがる池は白子領に入っている

名草郡は「大川井三ヶ所」で、宮井が1万6100石余（懸下は名草分23か村1万2000石余、海士分18か村4100石余、その後新規に4か村が懸下に加わっている）、四ヶ井（懸下7か村3070石程）、六ヶ井が1万石余（懸下名草分23か村9500石余、海士分5か村504石）で藩内最大規模の灌漑が存在する。また「近年新規ニ申付候普請」は井堰の修復が2か所と「池浚築嵩置」、「洩留嵩置」などが8か池で行われている。

紀ノ川流域には中世以来荘園内に多くの池が築造され、水田耕作に利用されてきたが¹⁸⁾、近世初期以来紀州藩は、それらの古池の修復と拡張を行うとともに新たにため池の築造にも手がけている。さらに元禄期になって、これまで水の届きにくかった河岸段丘地帯の水田化を視野に入れた池普請とともに、紀ノ川の旧河川跡を開削した藤崎井や小田井のような大規模灌漑の拡張に取り掛かっている。

「御領分諸色数井土地之事」には、伊都郡は「多池水ニテ耕作故、田畑水損ハなし」、那賀郡は「池水之処、近年井水掛リニ普請いたし候故ニ日損ハなし」、名草郡は「大川井水ニテ耕作故日損ハなし」とあり、三郡とも灌漑用水が整備されて水の届く所が広がり旱魃による被害を避けることができていた。

海士郡は「田畑大小池水ニテ耕作なれ共日損なし」と大河川がないため、灌漑用水よりもため池による水田耕作が発達している。「近年新規ニ申付候普請」に「添築上置」、「浚

築重置」など5か所で、他に新田67町、高400石程と記されている。

有田郡は「大川井六ヶ所」で、有田川からの井堰である。庄村井（懸下11か村1329石余）、宮原井（懸下8か村2146石余）、星尾井（懸下7か村2760石余）、井ノ口井（懸下2か村42石余）、糸我井（懸下2か村668石余程）、箕島井（懸下3か村926石）である。

「近年新規ニ申付候普請」は、「池前築重置」が3か所、「新池築造」1か所と池普請が行われ、他に「見立置新田」6か所、高112石余の小規模な新田開発が見られる。

日高郡は「大川井4か所」で、六郷井（懸下7か村3635石余）、野口井（懸下1か村418石余）、若野井（懸下7か村1704石余）、川原河井（懸下1か村85石程）である。

「近年新規ニ申付候普請」は、「池洩」・「池浚」・「池洩留築上置」が9か所と「新池築造」9か所、「新堀溝」2か所である。有田・日高両郡は水量の多い有田川と日高川を利用した灌漑用水による水田は旱魃の被害はないが、池懸りの水田は年によって被害が生じていた。大畑才蔵が有田・日高郡域の見分や普請にかかわっているのは、元禄15～17年にかけてである¹⁹⁾。

口熊野は「見立新田」が5か所記され、零細な新田が開発されている。しかし、池数は14か所で灌漑設備は少ない。「近年新規ニ申付候普請」は、古座川筋で新溝普請が2か所である。新池築造は古座川筋と日置川筋で各2か所記されている。

奥熊野は井堰がなく、池数は9か所で他郡に比べて灌漑設備は少ない。「見立置新田畑」が8か所17町8反で、熊野灘沿岸の新鹿～尾鷲にかけての村々と北山川沿いの山村で見られるが、地形的に大規模な新田開発が可能な場所が少ないうえ、藩都からも遠いこともあり、紀州藩も開発を手掛ける余裕がなかったのであろう。

伊勢国では、田丸領の「見立置新田場」が7か所あり、60町5反、342石ほどである。池数は110か所で、「近年新規ニ申付候普請」は「新井切削」1か所と「池嵩置」1か所である。「里方ハ大形水田ニ而土地悪、作物実悪し」と記されている。松坂領は「見立新田畑」が14か所、177町1282石ほどである。他に川俣谷に新田高1040石余が見られる。「里方多、山方少、夫故水田多、然共田丸吉ハ土地宜作物ミのりよし」と安定している。池数は85である。新規の池普請は2か所で灌漑用水はない。白子領一志郡は「大川井3か所」で、笠松井（懸下5か村2987石余）、井生村井（懸下16か村654石8斗）である。「見立新田」は5か所10町83石余である。池数88か所で伊勢三領のうちで灌漑設備がもっとも整っている。水田状態もよい。

紀州藩は、元禄9年（1696）から新田畑の開発を手掛けるようになった。大畑才蔵ら「地方巧者」を普請手代として採田し、和歌山の会所詰に任じ、勘定方の役人の配下に配置して藩領の地域開発に深くかかわらせている。同年に添奉行田代七右衛門にしたがって両熊野の巡見を皮切りに紀ノ川流域の全面的な見分を行っている。翌10年は2月と9月に伊勢領、7月には越前丹羽郡の見分をしている。そして元禄15年2月までの6年間に10回

の伊勢三領の見分に出張し、長期間滞在して村々の灌漑設備の普請や改修に携わっている。元禄 11 年正月～4 月に一志郡雲出川と支流の中村川の間の大規模用水（新井）の普請に携わっている。また 9 月～11 月にかけて伊勢三領の新田開発の可能性のある村々の見分もしている。その翌 12 年と 13 年にも伊勢を訪れて見分をしているが、同 14 年には 3 月～4 月にかけて勘定方の大嶋伴六にしたがって訪れ、「勢州三領吟味之節村々庄屋肝煎共へ書付」と御普請諸入用木に関する「勢州在々松木改覚」を著し²⁰⁾ 本格的な開削を計画している。

明暦 3 年（1657）に紀州藩は松坂城代を設置して伊勢三領の郡奉行代官を統轄するが、元禄期になって本格的な開発が始まった。

伊勢領は、多藩の所領が入り組み境界が複雑である。「御領分諸色数并土地之事」によると、田丸領は山田領・鳥羽領のうちの多気郡・津領・神戸領の度会県と接して 231 か村、6 万 2013 石余であり、松坂領は山田領・津領のうちの飯高郡・久居領・大和領の一志郡と接して 143 か村、7 万 73 石余である。白子領は山田領・津領・久居領・亀山領と接して 73 か村、4 万 7802 石余である。

4. 熊野地方の行政区画と地域性

元禄 12 年の「御国并勢州三領共郡々覚記」は、牟婁郡を「口熊野」と「奥熊野」とにそれぞれ別項立てにし、これとは別に「牟婁郡」の項を立てて、「牟婁郡之内水野土佐守安藤内膳知行所田辺新宮付之在々者右兩人吉支配ニ付様子しれがたく御座候」と、安藤氏の支配する田辺領と水野氏の支配する新宮領の状況は把握していないと記されている。さらに「牟婁郡之内両熊野ハ不残御蔵ニ而諸士知行ハ渡リ不申候、田辺新宮も室郡之内にて御座候、是ハ土佐守内膳知行ニ御座候」とあり、両熊野はすべて本藩が支配する御蔵領で家臣の知行地は置かなかった。牟婁郡の内に含まれている田辺領と新宮領は、御蔵領とは別の安藤氏と水野氏の所領であった。

このように牟婁郡は、御蔵領と安藤氏の田辺領、水野氏の新宮領に分割されており、さらに御蔵領は新宮領を挟んで口熊野と奥熊野に 2 分されていた²¹⁾。

口熊野は紀伊水道側に周参見組 40 か村、紀伊半島南端部に江田組 22 か村、熊野灘側に古座組 43 か村がある。内陸部は古座川上流部に三尾川組 26 か村、日置川上流の四番組 30 か村を合わせて 5 組 161 か村を西向浦に置かれた郡奉行所と古座中湊村に置かれた代官所が管轄した（口熊野郡代官所は周参見浦へ移転する年月は元禄末～宝永初と推定される）。

奥熊野の領域には熊野灘に面した木本組 20 か村、尾鷲組 14 か村、相賀組 11 か村、長島組 13 か村の 4 組 58 か村と内陸部には本宮組 12 か村、入鹿組 14 か村、北山組 16 か村

(別に新宮領の北山組 7 か村がある) の 3 組 42 か村があり、合計 7 組 100 か村を木本浦に置かれた奥熊野代官所が管轄した。

口熊野と奥熊野はもちろん郡名でなく、紀州藩が地方行政を執行するにあたり 2 分された牟婁郡に創設した行政区であったが、独立した代官所を設置して口六郡の各郡と同等の行政単位として扱い郡奉行・代官を任命した。

村々では、農民が年貢以外に負担した諸費用を「在々小入用」としてまとめたが、その中から村が負担すべき額を差し引いて、その残額を大庄屋の元へ持ち寄り、組内で割りかける「組割り」で分担した。組割りに付したもののうち郡中総掛かりにすべきものを大庄屋が仕分けして書き出し、それを郡中会議へ提出した。郡奉行・代官所の役人と各組の大庄屋との郡中会議で吟味相談して「郡割り」にするものを決めて各組へ割りかけた。

毎年正月に口六郡から大庄屋が 2 人ずつ出席して和歌山城下の会所で「紀州六郡割り」の会議が開かれた。各郡の郡割帳のうちから 6 郡割りにすべきものを選び出して会議にかけて決定した。6 郡割りの会議には勘定奉行以下添奉行・郡奉行も出席した。前例もなく大庄屋の相談で決められないものは 6 郡の奉行が相談して決めた。それでも決められないものは勘定奉行・添奉行に申し出て決定した²²⁾。

しかし、「両熊野は郡制も一郡切之割賦に仕来、両熊野立合賦課仕義無之、勿論口六郡へも立合不申候」とあるように、両熊野の代表は六郡割りの会合に出席していない。また両熊野同志で立ち会って割賦もしなかった。本藩領であっても口六郡とは区別されていた。

新宮領と田辺領については、「諸色覚帳写」に「新宮附」(水野氏直轄地) 89 か村「同上げ知・明け知共」が 28 か村、「同与力知」が 20 か村で合わせて 137 か村、「田辺附」(安藤氏直轄地) が 64 か村「同上げ知」が 19 か村、「同与力知」が 20 か村で合わせて 103 か村と記されている。

『南紀徳川史』所収の「紀州勢州和州御領分御高并村名帳」²³⁾によると水野氏の直轄地は、浅里組 7 か村、三ツ村組 7 か村、大山組 9 か村、敷屋組 8 か村、川ノ内組 8 か村、請川組 11 か村、三里組 7 か村の「川丈 7 か組」と呼ばれた新宮川に沿う 7 組 49 か村と支流北山川沿いの北山組 7 か村、および新宮組 1 か村、佐野組 6 か村、那智組 6 か村、成川組 5 か村、有馬組 7 か村の熊野灘に沿う 25 か村を合わせた 89 か村である。また上げ知・明け知は相野谷組 7 か村、尾呂志組 7 か村、太田組のうちの 6 か村、色川組のうちの 3 か村、有馬組のうちの 3 か村の 26 か村であり、与力知が太田組のうちの 12 か村、色川組のうちの 19 か村を加えて、新宮領は全 17 組 134 か村である。

田辺領は、安藤氏の直轄地は田辺組 6 か村、芳養組 11 か村、秋津組 3 か村、三栖組 9 か村、富田組 14 か村、朝来組のうちの 5 か村、三番組 9 か村と牟婁郡のうちで 7 組 57 か村と日高郡では南部組のうちの 5 か村を合わせた 62 か村である。上げ知・明け知は南部組のうちの 7 か村、切目組のうちの 5 か村と牟婁郡では四番組に 2 か村、周参見組に 3 か

村で合わせて 17 か村であり、与力知は南部組に 14 か村、切目組 2 か村、朝来組 2 か村で 18 か村である。したがって田辺領は全 10 組 97 か村である。

安藤氏と水野氏に付せられた田辺与力と新宮与力は、徳川家康に創設された横須賀党の出身者で、安藤・水野両氏が紀州へ入国する以前から両氏に召し抱えられた者もいた。また元和 5 年（1619）に徳川頼宣の入国に付家老として従った安藤直次と水野重央に田辺与力と新宮与力に付せられた横須賀党の者もいる。田辺与力は 36 人で、各 200 石の低給で田辺に移住させられた。田辺の与力知は全部で 7200 石で日高郡で給された。新宮の与力知は全 5200 石が牟婁郡の新宮周辺で給された。内訳は、600 石 1 人、550 石 1 人、300 石 5 人、200 石 3 人、150 石 3 人と 13 人の 3700 石がわかるが、13 人以外の与力が不明である。残りの 1600 石を何人かの与力が支配していた²⁴⁾。与力家は無嗣絶家やその他の理由で欠員を生じることがあったが、田辺与力は欠員を補充して 36 人体制は維持していた。しかし、新宮与力は、補充しなかったため欠員が生じている。欠員の知行を「明ヶ知」と呼び本藩の管轄にした。

正保 3 年（1646）、紀州藩は藩財政を再建するため、全家臣の禄制の改革に手を付け、今高制を実施するが²⁵⁾、そのとき没収されて本藩の御蔵入地になった家臣の知行地を「上ヶ知」といった。田辺・新宮の与力知もその対象になっており、田辺領では口熊野郡奉行と田辺上ヶ知代官が毛見をして免を決めた。新宮領の「上ヶ知」は奥熊野郡奉行と新宮上ヶ知代官が毛見をして免を決めた。

「諸色覚帳写」に「御目附」が古座浦・尾鷲浦・田丸・白子の 4 か所に設置されていることが記されている。田丸・白子両領の御目附について、一人役の常詰で、公事出入りには郡奉行代官の吟味や仕置に立ち合い、往還筋の在々で発生した不法、在々の火災、御城米破船の取り調べにかかわっている。また在中のようすを松坂へ報告する任務があった。古座浦と尾鷲浦の御目附は、両人が交替で詰めた。任務は田丸・白子の御目附と同じであった。和歌山から離れた熊野と伊勢では郡奉行代官にはあらゆる面での負担が多かったから、実務的な職掌は御目附に担当させたとと思われる。元禄期以後尾鷲浦の御目附は古座浦へ統合されている。

天保 5 年（1832）12 月の「紀伊国郷帳」²⁶⁾の紀伊国の村数は 1337 か村で石高は 44 万 858 石 3 斗 8 升余である。牟婁郡は村数が 448 か村で藩全体の村数の 33,5% であるが、石高は 10 万 2872 石 8 斗 8 升余で 23,3% である。牟婁郡の一村あたりの平均村高は、紀伊国全体の一村あたりの村高の 3 分の 2 である。10 石～200 石台の村が圧倒的に多く、村高が 10 石未満が 3 か村、10 石台の村は 17 か村を数える。地域的には口熊野の日置川と古座川上流域の山間地帯と奥熊野の北部の熊野灘沿岸の海村の 3 地域に集まっている。

しかし、元禄期の口熊野について「御国并勢州三領共郡々覚記」は、「田地土地悪敷大様田地半分ツ、水田多ゆへ麦作者少キ方、在々山中ニ而先年者少々材木伐木多候処段々伐

尽し、只今者山あせ山稼少し」と耕地の条件に恵まれず二毛作が少ない。木材を伐採したので林業は不振としている。浦方も「海山之稼仕候処山々ハ伐尽し稼無数大様漁一筋ニ而御座候、漁事も近年不宜方、右之通ニ付御納方も不宜御未進も出来仕候」と、漁村も不漁続きで貢租の納入状況もよくないとある。

一方奥熊野については、田畑の状況や作物のようすや浦方・山方の状況は口熊野と同様であるとしており、以前は口熊野同様景気が悪かったが、「近年余程宜敷成申候」と記している。そして「家居人柄百姓心立宜方ニ付山々もいまた多あせ不申候、山稼多仕候、浦々漁稼不宜方ニ御座候」とあり、元禄期後半の奥熊野の状況はかなりよくなっていて、山稼ぎ・漁稼 גם盛んで村々の家居・人柄ともに良好と記されている。

両熊野とも山村が多く杣人・炭焼きなど林産業に携わる人が多い。熊野炭や木材のほか口熊野では木地椀・椎茸・蜂蜜・石灰、奥熊野では船具・鍵柄など檜木類、本宮の紙漉、長島のむしろ、曾根の石材などの特産品が産出されている。また海岸線が長いだけに漁船数・網数も多く、漁業は主要な産業である。「諸色覚帳写」は、口熊野では古座浦を中心に鯨網船6艘・鯨船55艘・浮樽船1艘・鯨網240張とともに鰹えさ網105張、鰹取網77張、奥熊野では鰹取網18張が記されており、鯨漁と鰹漁が主要な漁業であった。伊勢田丸領にも鰹船45艘と鰹餌網31張がみられる。遠く潮岬沖まで南下して漁獲していた。また奥熊野に地引網35張、名吉敷網38張とある。12月～翌3月が漁期のぼら漁である。漁獲物は、東紀州の熊野灘沿岸の漁村に運ばれて魚商人に売り渡された。

紀伊半島沿岸には、近世以前から海産物や林産物の集散地として大小船舶が寄港する港町的な性格を有する漁村集落が点在していた。長島・尾鷲・古泊・木本・新宮・古座・周参見などである。また17世紀中頃には、新宮川の川口で新宮廻船と鶴殿廻船の廻船仲間ができていて、新宮川と支流の北山川の流域で産出される木材や炭、和州十津川地方から流下してくる木材を江戸や上方の市場へ搬送している²⁷⁾。紀州藩や新宮水野氏はこれに着目して元禄期には、役所を設けて取り扱うとともに、産出してくる流域の村々の生産体制にも関与している。

また両熊野の全域を視野に入れ、紀州藩は物資の集散地に二歩口役所を設置して熊野地方の地域的経済圏の掌握を行っているが、享保期には二歩口役所は63か所設置されている²⁸⁾。大辺路と伊勢路の成立は、これまで船舶のみによっていた地域経済の拠点である物資の集散地を陸路で結びつけることになった。

熊野地方は紀伊山地のなかにあり、険しい山々と曲がりくねった河川・溪谷が広がっており、こうした自然環境のなかで狭隘な平地に小集落を形成している。これらの集落をつないで道路が峠を越えて伸び、熊野の山中を網の目のごとく張り巡らされて生産・流通など経済活動や人々の交流や情報伝達のパイプ的役割を果たしていた。

口熊野や奥熊野の代官所や田辺・新宮の奉行所は、配下の大庄屋へ通達を下したり、村

々からの願書が大庄屋から提出されるときに往来した。また春読み聞かせや毛見のための郡奉行所の役人が通って村々を巡在した。このように行政側からの利用頻度も高く、熊野地方に住む人々にもっとも密着していたといつてよい。これらの道路は、当然中辺路・大辺路の幹線とも連結しており、脇街道とも称された。伝馬所は置かれていないが、拠点になる庄屋宅に伝馬の機能が委託されていた。村々は責任をもって道路の整備に努めた。

まとめ

17世紀後半の紀州藩では、藩政担当者に法治主義を尊び、系統的で、かつ実証性を重んじる意識が高まっていた²⁹⁾。またそうした風潮は農村にも影響を及ぼし、農業栽培や土木技術での発展を生んだ。元禄期に「郡々覚記」・「諸色覚帳」の2冊の調査記録が作成されている背景には、藩政をすすめるにあたり、藩政担当者に藩内の実態を正確に把握しようとする動きがあったからである。

藩は元禄期の後半から用水工事や用水施設の管理に積極的に介入していくようになる。耕地を増加させ旱魃の被害から耕地を守ることにより、農業生産を増大して貢租を確保しようとした。藩は郷組の機能を駆使することに着眼して大庄屋・庄屋に郷役米の経理に深くかかわらせるなど大庄屋の職掌にも手を加えている。もともと農村支配は、勘定奉行の指揮を受けた郡奉行・代官が担当してきたが、農村に居住し、民情にも通じている大庄屋を郷組支配の要に位置づけて農村統治を貫徹するようになった³⁰⁾。

精度の高い2冊の調査記録が作成できたのは、こうした大庄屋―庄屋を軸として確立した農村支配の組織を活用したからである。

「諸色覚帳写」は、郡単位で、村数・家数・人数・牛馬数・船数・網数・井堰数・池数などを調査し、また耕地の栽培状況や米麦・雑穀・根菜・果樹・山産物を詳細に書き上げたうえで、百姓の人柄・心立て・風俗・財力の状況をまとめ、1位那賀・2位有田・3位伊都・4位名草・5位海士・6位日高・7位奥熊野・8位白子・9位松坂・10位田丸・11位口熊野と評価している。このなかには田辺領域と新宮領域の状況は入っていない。あくまでも紀州本藩が支配した領域のみの状況である。

藩政に携わる藩庁の役人らが、郡奉行・代官所をとおして調べあげた詳細な資料をまとめて藩領の実態を正確に掌握した。そのうえで総合的な観点から郡単位の評価を制定したと考えられる。新たに任命されて赴任して行く郡奉行・代官たちは、自らの職務に励むために任地の実状を知るために活用したと考えられる。

注)

- 1) 『和歌山県史』近世史料五(和歌山県 昭和52年刊)949～962頁
- 2) 『和歌山県史』近世史料三(和歌山県 昭和56年刊)47～93頁
文化5年の写で、本史料の製作年代は記されていないが、『和歌山県史』近世史料三では、18世紀前半の作成と推定している。
- 3) 拙著『紀州藩の政治と社会』(清文堂 平成14年刊)47～70頁
- 4) 高杢利彦編『元禄の社会と文化』(吉川弘文館 2003年刊)68頁
- 5) 前掲『和歌山県史』近世史料三 33～46頁
- 6) 『和歌山県史』近世(和歌山県 平成2年刊)227頁の表33「紀州藩別本役・半役・無役数」参照
- 7) 大畑才藏全集編さん委員会編『大畑才藏』(橋本市 平成5年刊)260～296頁
- 8) 前掲『和歌山県史』近世史料三 33～46頁
- 9) 『熊野川町史』通史編(熊野川町 平成20年刊)705～711頁
- 10) 『松原市史研究紀要』第6号(松原市役所 1996年刊)
- 11) 『熊野川町史』史料編I(熊野川町 平成13年刊)751～763頁
- 12) 広本満著『紀州藩農政史の研究』(宇治書店 1992年刊)259～278頁
- 13) 『和歌山県史』近世史料一(和歌山県 昭和52年刊)810～845頁
- 14) 広本満「田辺領における伝馬制」(『田辺市史研究』第7号 1995年刊)
- 15) 『万代記』六・七(田辺市教育委員会 昭和37年刊)65～66頁
- 16) 広本満「新宮領の役引一伝馬役・船渡し・加子役について」(『熊野誌』第42号 平成9年刊)
- 17) 『万代記』十・十一(田辺市教育委員会 昭和39年刊)19頁
- 18) 拙稿「天正の兵乱と近世高野山寺領の成立」(『鈴鹿国際大学紀要』16号 2010年刊)
- 19) 「才藏日記」(『大畑才藏』)3～149頁
- 20) 『南紀徳川史』第十冊(名著出版 昭和46年刊)442～445頁
- 21) 拙稿「口熊野と奥熊野の成立」(安藤精一編『紀州史研究』3 昭和63年刊所収)
- 22) 「紀伊御法度集」の「大庄屋組割」・「郡割」・「紀州六郡割」
- 23) 前掲『南紀徳川史』第十冊
- 24) 広本満「新宮与力の異動と与力知」(『熊野歴史研究』第5号 1998年刊)
- 25) 『和歌山県史』近世(和歌山県、平成2年刊)に「名目上の知行高は変化はないが、実質高を削減した高」とする。
- 26) 前掲『和歌山県史』近世史料一 32～69頁
- 27) 上村雅洋著『近世日本海運史の研究』(吉川弘文館 平成6年刊)所収の「新宮鶴殿廻船と炭木材輸送」の項
- 28) 前掲「御領分諸色数并土地之事」

29) 前掲『紀州藩の政治と社会』47～70 頁

30) 平山行三著『紀州藩農村法の研究』（吉川弘文館 昭和 47 年刊）198～206 頁

(付記)

本稿をまとめるにあたり、田辺市大塔村史編さん室の協力を得たことをお礼申しあげる。